

第69期定時株主総会招集ご通知

交付書面省略事項

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

■事業報告

事業の経過及び成果	1 頁
財産及び損益の状況の推移	3 頁
対処すべき課題	3 頁
主要な事業内容	5 頁
主要な営業所及び工場	6 頁
従業員の状況	7 頁
主要な借入先の状況	7 頁
その他企業集団の現況に関する重要な事項	7 頁
株式の状況	8 頁
新株予約権等の状況	8 頁
事業年度中に退任した取締役	9 頁
役員等賠償責任保険契約の内容の概要	9 頁
社外役員に関する事項	9 頁
会計監査人の状況	11 頁
業務の適正を確保するための体制	11 頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	13 頁
会社の支配に関する基本方針	14 頁

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書	15 頁
連結注記表	16 頁

■計算書類

貸借対照表	26 頁
損益計算書	27 頁
株主資本等変動計算書	28 頁
個別注記表	29 頁

■監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	34 頁
計算書類に係る会計監査人の監査報告書	36 頁
監査等委員会の監査報告書	38 頁

東和薬品株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 企業集団の現況

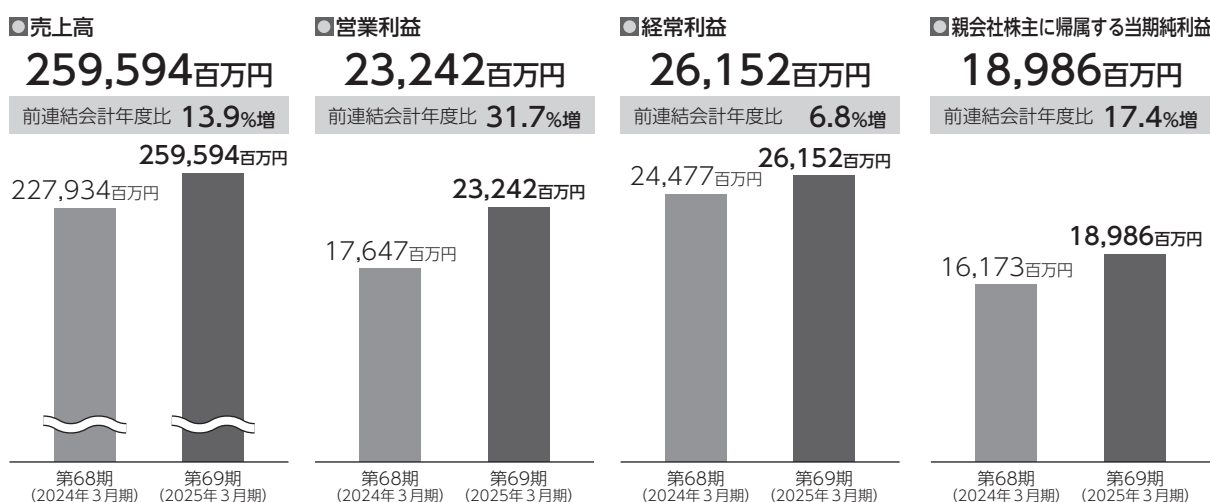
(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社グループにおいては、「人々の健康に貢献し、こころの笑顔を大切にする」ことを企業理念として、2024年6月に発表した「第6期 中期経営計画2024-2026 PROACTIVEⅢ」に基づき、国内でのジェネリック医薬品事業をコア事業としつつ、新規市場及び新規事業における基盤の確立と各子会社とのグループシナジーの実現を目指し、各種課題に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、以下のとおりです。

当社において製品への需要が高く販売数量が増加したこと、三生医薬株式会社とTowa Pharma International Holdings, S.L.（以下「Towa INT」という。）においても業績が伸びたことにより、好調な結果となりました。業績につきましては、売上高259,594百万円（前期比13.9%増）、営業利益23,242百万円（同31.7%増）、経常利益26,152百万円（同6.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は18,986百万円（同17.4%増）となりました。



セグメント別の業績は、以下のとおりです。報告セグメントのセグメント利益につきましては、のれん償却前の数値となっております。

【国内セグメント】

（国内ジェネリック医薬品業界全体の状況）

国内ジェネリック医薬品業界では、2024年3月の社会保障審議会医療保険部会において、「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までにすべての都道府県で80%以上」とする主目標とともに、新たに「後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上」とするという副次目標が掲げられました。さらに、2024年10月からは後発医薬品のある先発医薬品の一部において追加で自己負担が発生する「長期収載品の選定療養」の導入が開始されました。その結果、2024年10-12月期の数量シェアは88.6%（日本ジェネリック製薬協会調べ）となりました。

一方、2021年度以降は薬価改定が毎年行われており、医薬品業界にとって極めて厳しい状況となっております。さらに、2020年に発覚した複数のジェネリック医薬品企業における品質問題を起因とした一連の供給不安によりジェネリック医薬品に対する信頼感は低下し、ジェネリック医薬品業界の置かれた環境は厳しさを増しております。

このような状況の中、2024年5月に厚生労働省から公表された「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会 報告書」において、「5年程度の集中改革期間を設定して、製造管理・品質管理体制の確保および安定供給能力の確保、持続可能な産業構造の実現を目指す」ことが示されました。また、2024年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」では、「足下の医薬品の供給不安解消に取り組むとともに、医薬

品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品業界の理想的な姿を見据え、業界再編も視野に入れた構造改革を促進し、安定供給に係る法的枠組みを整備する」という記載がなされました。

これらの方針を踏まえ、2025年度薬価改定では、国民負担軽減の観点のもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて改定の対象範囲が設定され、後発品は平均乖離率（5.2%）の1.0倍を超える品目が対象になりました。また、2000年以降で初めてとなる最低薬価の引き上げが行われたほか、医療上の必要性が特に高い品目に対して臨時的に不採算品再算定も実施されました。さらに、企業の安定供給体制を評価する企業指標において、検討されていたすべての評価指標で企業評価が実施され、2026年度薬価改定以降には各企業の評価が公表される予定となっています。

（当社グループにおける取り組み）

以上のような環境のもと、国内ジェネリック医薬品事業においては、当社としての安定供給責任を果たすため、増産に向けた新規設備の導入と増員に取り組んでおります。2023年11月に山形工場において第三固形製剤棟及び第二無菌製剤棟の建設工事が完了し、2024年4月から第三固形製剤棟で製造した製品の出荷を開始しました。3工場の年間生産能力について、2024年3月末の140億錠から2026年度に175億錠への増加を実現すべく取り組んでおります。

製造管理及び品質管理面では、医薬品の製造管理及び品質管理の基準であるGMP省令やその他関連する法令の遵守はもちろんのこと、国際的基準であるPIC/S GMPやICHガイドラインも積極的に取り入れ、独自の制度・教育訓練により、医薬品の適切な品質と安全性の確保に取り組んでおります。また、従前より導入しているMES（製造実行管理システム）及びLIMS（医薬品の品質試験を統括管理するシステム）に加え、QMS（品質マネジメントシステム）を導入し、製造管理・品質管理のさらなる向上に取り組んでいきます。さらに、安定供給体制の維持・強化のため、原薬の複数購買化や製造所の監査等を推進し、グループ全体として原薬製造から製剤製造、物流、販売に至るまで、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向けた取り組みを継続して行っております。

販売面では、2024年6月に新製品3成分7品目、2024年12月に新製品6成分10品目の販売を開始し、当社のジェネリック医薬品の製品数は326成分759品目（2024年12月時点）となりました。また、2025年3月27日に新医薬品として日本初の持続放出性リバスチグミン経皮吸収型製剤-週2回製剤-「リバルエン®LA パッチ25.92mg/51.84mg」の製造販売承認を取得いたしました。なお、2025年6月追補収載予定の新製品は1成分2品目となります。

健康関連事業の展開においては、地域包括ケアシステム等の新しい医療体制に対応するため、「ヘルスケアパスポート」を中心に位置付け、治療・予防・介護支援の観点から各子会社間及び既存事業とのシナジーを形成し、健康維持・増進のための製品やサービスを増加させることで、健康関連事業の多角的な展開を実現してまいります。

当連結会計年度の国内セグメントの業績につきましては、当社において引き続き製品への需要が高く販売数量が増加したこと、三生医薬株式会社において連結子会社化した株式会社カマタの影響とセールスマックスの改善によって売上原価率が低下したことにより、売上高206,103百万円（前期比15.3%増）、セグメント利益27,216百万円（同24.3%増）となりました。

【海外セグメント】

当社グループの海外セグメントでは、海外医薬品事業の強化と拡大に向け、Towa INTを通じて、欧州及び米国市場でのジェネリック医薬品事業を展開しております。将来の成長に向けて必要な研究開発・設備への投資を強化しつつ、既存ビジネスの維持・強化及び市場・地域の更なる拡大によって売上高とセグメント利益の確保を目指してまいります。また、グループシナジーの1つの成果として、Towa INTのマルトレジャス工場にて日本国内向けエソメプラゾールカプセルの製造を開始しました。今後も、開発・製造技術においてグループシナジーを形成できるよう、各部門との交流・情報共有を行ってまいります。さらに、Towa INTが持つ欧州複数国及び米国での販売網と、欧州にある欧米等の基準に準拠した製造拠点を活用し、日米欧の3極から世界

中の患者に高品質で付加価値のあるジェネリック医薬品を提供できるグローバル事業基盤の確立に向けて取り組んでまいります。

当連結会計年度の海外セグメントの業績につきましては、為替レートが円安に動いたこと及び欧州がBtoBとBtoCともに好調であったことにより、売上高53,865百万円（前期比9.2%増）となりました。セグメント利益につきましては、研究開発費等の販管費は増加したものの、増収とセー
ルスミックスの改善によって売上原価率が低下したことにより、セグメント利益449百万円となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第66期 (2022年3月期)	第67期 (2023年3月期)	第68期 (2024年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	165,615	208,859	227,934	259,594
経常利益	22,739	5,141	24,477	26,152
親会社株主に帰属する 当期純利益	15,914	2,201	16,173	18,986
1株当たり当期純利益	323円36銭	44円72銭	328円59銭	385円71銭
総資産	332,097	371,347	430,653	470,823
純資産	132,169	136,894	155,893	171,625
1株当たり純資産額	2,685円18銭	2,781円17銭	3,167円27銭	3,486円40銭

(注) 1. 当社は、三生医薬株式会社の全株式を取得し完全子会社としたことにより、第66期において、総資産が64,465百万円増加しております。また、第67期において、売上高が28,183百万円増加しております。
2. 第67期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第66期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映しております。
3. 第67期は決算期変更の経過期間となるため、決算日が12月末日であった連結子会社9社は15ヵ月（2022年1月1日～2023年3月31日）を連結対象期間とした変則決算となっております。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、品質向上を最優先課題と位置付け、グループ役員及び社員が一丸となって、どの時代においても、どの地域においても、その地域に居住する人々に必要とされる企業であり続けることを目指しております。また、これまでに蓄積した知見や技術に加え、新技術の導入及び最新知見との融合を推進することで、技術革新と製品価値の向上を図り、人々の健康に貢献してまいります。

当社グループは2024年6月に、第6期中期経営計画2024-2026「PROACTIVE Ⅲ」を策定しました。この中期経営計画においては、以下の3つのグループ基本方針に基づき、各種施策を推進してまいります。

方針1. 国内ジェネリック医薬品事業の新たなステージに向けた進化

国内ジェネリック医薬品市場においては、複数企業における品質問題を背景に、医薬品全体で供給不安が続いております。このような市場環境の中、当社は「ジェネリック医薬品の供給は、人々の健康を支える社会基盤である」との認識のもと、以下の取り組みを実施しております。

1. 安定供給体制の整備

2026年度までに年間生産能力175億錠体制の構築を目指しております。新設した山形工場の第三固形製剤棟は2024年4月に稼働を開始しており、順次製造設備を導入することで、生産規模の拡大を図っております。また、設備の自動化及び省人化を推進し、効率的かつ安定的な供給体制の構築に取り組んでおります。

2. サプライチェーンマネジメントの高度化

2025年2月に医薬品供給プロセスの効率化に向けた取り組みを開始しました。この取り組みにより、製造・販売・在庫の状況、製造設備の稼働状況など、供給に関わる判断に必要な情報を可視化することで、供給に関する意思決定の迅速化及び省人化を実現し、安定供給の強化を図ります。

3. 信頼性保証の維持と強化

信頼性保証の強化の取り組みとして、2024年1月から既存のMES（製造実行管理システム）やLIMS（試験情報管理システム）に加えて、品質マネジメントシステム（以下「MCシステム」という。）を採用しました。2025年2月からは、MCシステムの「品質イベント管理」及び「文書管理」を開発段階まで拡大運用することで、製造管理・品質管理のさらなる向上を図っています。

4. 持続可能な産業構造への対応

当社は、政府の「後発医薬品の安定供給等の実現に向けた産業構造のあり方に関する検討会」の報告書を踏まえ、ジェネリック医薬品の品目統合や少量多品目生産の適正化など、持続可能な産業構造の実現に向けて、目的を共有できる企業との連携を模索し、社会の要請に応えるべく努力を続けています。

方針2. 新規市場・新規事業の基盤確立とグループシナジーの実現

1. 海外医薬品事業における基盤整備

海外医薬品事業においては、「世界中の人々の健康に貢献する」というミッションのもと、Towa Pharma International Holdings, S.L.を中心に、日米欧3極体制を構築しております。第7期中期経営計画以降には、55か国以上への市場拡大を目指し、欧州及び米国市場での新製品投入を通じて収益基盤の強化を図ります。

2. ニトロソアミン類混入リスクへの対応

当社は、世界的に問題視されている医薬品中のニトロソアミン類混入リスクへの対応を進めております。2024年12月には「ニトロソアミン類混入リスク評価の新規アプローチ」に関する研究成果を米国化学会の学術誌に発表しております。この発表内容は、製造工程におけるリスク低減策の新たな手法として注目されています。今後も、これらの取り組みを通じて、安全で安心な医薬品の提供を目指してまいります。

3. 健康関連事業の推進

健康関連事業では、健康長寿社会の実現を見据えた医療・介護体制の構築や、未病ケア及び予防活動へのシフトを推進しております。

・スマートシティ構想への参画

2024年10月より、大阪府門真市と共同でスマートシティ推進事業を開始しました。このプロジェクトでは、市民の健康課題解決を目的として、医療情報データをクラウドに一元化し、スマートフォンアプリを通じて市民に提供する仕組みを構築しております。これにより、セルフメディケーションの促進及び健康寿命の延伸に貢献してまいります。

・三生医薬株式会社との連携強化

三生医薬株式会社の健康食品CDMO（受託開発製造）事業における高い製剤技術力と、当社の製剤技術を融合することで、研究開発の促進及び新たなイノベーション創出を目指しております。

・新医薬品の承認取得

2025年3月には日本初の持続放出性アルツハイマー型認知症治療用貼付剤「リバルエン®LA パッチ25.92mg/51.84mg」の製造販売承認を取得しました。この製品は、従来の毎日投薬に比べて服薬頻度を週2回に低減することで、患者及び介護者の負担軽減が期待されております。これにより、認知症ケアの質の向上及び生活の質（QOL）の向上に寄与してまいります。

方針3. 持続的成長を支えるサステナビリティ経営の強化と基盤の整備

持続的な成長により社会に貢献することを目指し、以下の取り組みを推進しています。

1. 環境負荷の低減（グリーンケミストリー）

原薬製造における環境負荷を最小化するため、次世代の製法として連続フロー精密合成技術の研究開発を進めております。この技術は、自然環境への負荷を低減するだけでなく、製造現場で働く人々にも配慮した安全性の高い製剤開発を可能にします。当社は、これらの取り組みを通じて、安全で安心な製品の提供に努めてまいります。

2. ドラッグ・リポジショニング

既存薬から新たな薬効を発見し、別の治療薬として開発する「ドラッグ・リポジショニング」に取り組んでいます。このアプローチにより、安全性が確立された既存薬を活用し、新たな製品価値の創出を目指しています。

3. 働きがいのある職場環境の整備

当社は、事業の持続可能性を支える人材開発の基盤構築を、経営の重要課題と位置づけています。社員一人ひとりが自身の仕事の価値や会社への貢献を実感し、働きがいを感じられる職場環境を整えるため、各種人事制度の改革を進めるとともに、*人材研修センターを設立し社員のキャリア形成を支援しています。また、新たな付加価値を創造できる多様な人材の獲得にも注力しています。当社は、社員の価値創造を最大化するために、人と組織文化に対する取り組みを継続して進めてまいります。

*人材研修センター（2024年4月新設）

組織横断的に支援する役割を担い、社員のスキル向上を支援する教育コンテンツやトレーニングプログラムを提供しています。

(4) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、医療用医薬品の製造及び販売を主な事業としております。

(5) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

	機 能	名 称	所 在 地
当 社	本 社	本 社	大 阪 府 門 真 市
		守 口 別 館	大 阪 府 守 口 市
		東 京 支 社	東 京 都 千 代 田 区
	研 究 所	中 央 研 究 所	大 阪 府 門 真 市
		製 剤 研 究 所	大 阪 府 門 真 市
		京都分析科学センター	京 都 府 京 都 市
		健都ライフ・イノベーション セ ン タ ー	大 阪 府 摂 津 市
		尼崎リサーチセンター	兵 庫 県 尼 崎 市
		姫路リサーチセンター	兵 庫 県 姫 路 市
	工 場	大 阪 工 場	大 阪 府 門 真 市
		岡 山 工 場	岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
		山 形 工 場	山 形 県 上 山 市
	物 流 セ ン タ ー	東日本物流センター	山 形 県 山 形 市
		西日本物流センター	岡 山 県 勝 田 郡 勝 央 町
		関 東 出 荷 セ ン タ ー	茨 城 県 古 河 市
		関 西 出 荷 セ ン タ ー	兵 庫 県 神 戸 市
	営 業 所	大 阪 営 業 所	大 阪 府 大 阪 市
		他、全69営業所	
ジェイドルフ製薬 株 式 会 社	本 社	本 社	滋 賀 県 甲 賀 市
	工 場	土 山 工 場	滋 賀 県 甲 賀 市
		沖 縄 工 場	沖 縄 県 国 頭 郡 東 村
大 地 化 成 株 式 会 社	本 社	本 社	兵 庫 県 神 崎 郡 福 崎 町
	工 場	兵 庫 工 場	兵 庫 県 神 崎 郡 福 崎 町
		姫 路 工 場	兵 庫 県 姫 路 市
グリーンカプス 製 薬 株 式 会 社	本 社	本 社	静 岡 県 富 士 宮 市
	工 場	静 岡 工 場	静 岡 県 富 士 宮 市
Towa Pharma International Holdings, S.L.	本 社	本 社	スペインカタルーニャ州 バ ル セ ロ ナ
	工 場	マルトレージャス工場	スペインカタルーニャ州 バ ル セ ロ ナ
三 生 医 薬 株 式 会 社	本 社	本 社	静 岡 県 富 士 市
	工 場	厚 原 工 場	静 岡 県 富 士 市
		南 陵 工 場	静 岡 県 富 士 宮 市
		大 淵 工 場	静 岡 県 富 士 市
		久 沢 工 場	静 岡 県 富 士 市
	研 究 所	Innovation Center	静 岡 県 富 士 宮 市
		A p p l i c a t i o n D e v e l o p m e n t C e n t e r	東 京 都 品 川 区
株 式 会 社 カ マ タ	本 社	本 社	東 京 都 品 川 区
	工 場	土 気 工 場	千 葉 県 千 葉 市

（注）株式会社カマタの本社及び土気工場は、吸収合併により、2025年4月1日付で三生医薬株式会社へ承継されました。なお、土気工場は三生医薬株式会社千葉工場に名称変更しております。

(6) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
4,788（767）名	200名増（6名増）

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,790（625）名	106名増（26名減）	37.2歳	10.8年

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	47,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	31,722百万円
株式会社三井住友銀行	25,004百万円
株式会社国際協力銀行	17,000百万円
株式会社みずほ銀行	11,125百万円

（注）1. シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

2. 株式会社みずほ銀行の借入額には、株式会社カマタが発行した社債（66百万円）を含んでおります。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、イーグル・ファーマシューティカルズ・インコーポレーテッド及びシンバイオ製薬株式会社から、2022年12月にベンダムスチン塩酸塩点滴静注液 25mg/1mL「トーワ」及びベンダムスチン塩酸塩点滴静注液 100mg/4mL「トーワ」について、特許権侵害を理由として製造・販売等の差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起されておりましたが、2024年9月30日に東京地方裁判所にて裁判上の和解が成立し終結しました。

当社の連結子会社であるBreckenridge Pharmaceutical Inc. では、ジェネリック医薬品に関連して反トラスト法違反を理由に米国にて訴訟を提起されております。なお、現時点で、本件訴訟が当社グループの今後の業績に与える影響は未定です。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 147,000,000株

② 発行済株式の総数 51,516,000株

③ 株主数 7,048名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
(株) 吉 田 事 務 所	20,100千株	40.83%
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	3,635千株	7.39%
B N Y M A S A G T / C L T S 1 0 P E R C E N T	2,461千株	5.00%
東 和 薬 品 共 栄 会	1,536千株	3.12%
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,531千株	3.11%
吉 田 逸 郎	1,455千株	2.96%
東 和 薬 品 社 員 持 株 会	997千株	2.03%
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 4 ）	995千株	2.02%
(有) 吉 田 エ ス テ ー ト	648千株	1.32%
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	617千株	1.26%

(注) 1. 当社は自己株式2,288,903株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を除いた株式数を基準に算出しております。

⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の内容は、一定の譲渡制限付株式報酬及び当社による無償取得事由等の定めに従って交付した当社普通株式（譲渡制限付株式）であり、その交付状況は次のとおりであります。

区 分	株式の種類及び数	交付を受けた者の人数
取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び中長期業績連動型株価連動報酬の対象である取締役を除く。）	当社普通株式 8,250株	3名

⑥ その他株式に関する事項

譲渡制限付株式報酬として取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び中長期業績連動型株価連動報酬の対象である取締役を除く。以下、本⑥において同じ。）1名に2022年2月10日に処分した自己株式のうち917株及び取締役1名に2024年3月22日に処分した310株について、2024年6月25日に無償取得しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
田 中 政 男	2024年6月25日	任 期 満 了	取締役
井 上 憲 一	2024年6月25日	辞 任	取締役（監査等委員・常勤）
栄 木 憲 和	2024年6月25日	辞 任	取締役（監査等委員） アンジェス(株)社外取締役 (株)ファンペップ社外取締役 ソレイジア・ファーマ(株)社外取締役 キッズウェル・バイオ(株)社外取締役 AwakApp Inc. 社外取締役

- (注) 1. 田中政男氏は、2024年6月25日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって監査等委員でない取締役を退任した後、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 栄木憲和氏は、2024年6月25日開催の第68期定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任した後、監査等委員でない取締役に就任しております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材確保、役員の職務の執行における萎縮防止のため、取締役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

【保険内容の概要】

- ・被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- ・填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等については一定の免責事由を設定しています。
- ・役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置
保険契約には一部免責額を設定しており、当該免責額までの損害については填補の対象とはしていません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役栄木憲和氏は、アンジェス株式会社、株式会社ファンペップ、ソレイジア・ファーマ株式会社、キッズウェル・バイオ株式会社及びAwakApp Inc. の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大石歌織氏は、北浜法律事務所・外国法共同事業のパートナー、株式会社PALTACの社外取締役及びエスリード株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）後藤研了氏は、後藤研了公認会計士事務所の代表、学校法人兵庫医科大学の監事、西日本旅客鉄道株式会社の社外取締役及び株式会社ハイレックスコーポレーションの社外監査役であります。当社と後藤研了公認会計士事務所、西日本旅客鉄道株式会社及び株式会社ハイレックスコーポレーションとの間には特別な関係はありません。また、当社は学校法人兵庫医科大学と取引関係がありますが、取引額は当社売上高の0.1%未満（1億円未満）であります。

- ・取締役（監査等委員）安藤伸樹氏は、学校法人日通学園 流通経済大学理事・評議員であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

（注）取締役（監査等委員）安藤伸樹氏の重要な兼職先である学校法人日通学園は、2025年4月1日付で法人名を学校法人流通経済大学に変更しております。

ロ．当事業年度における主な活動状況

ア．取締役会及び監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（13回開催）		監査等委員会（13回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取 締 役	栄 木 憲 和	13回	100%	3回	100%
取 締 役 （監査等委員）	大 石 歌 織	13回	100%	13回	100%
取 締 役 （監査等委員）	後 藤 研 了	13回	100%	13回	100%
取 締 役 （監査等委員）	安 藤 伸 樹	10回	100%	10回	100%

（注）1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

2. 取締役栄木憲和氏は、2024年6月25日をもって取締役（監査等委員）を辞任し、取締役に選任されたため、監査等委員会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、取締役（監査等委員）辞任までの監査等委員会の開催回数は3回であります。

3. 取締役（監査等委員）安藤伸樹氏は、2024年6月25日開催の第68期定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、取締役（監査等委員）就任以降の取締役会及び監査等委員会の開催回数は10回であります。

イ．取締役会及び監査等委員会等における発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・栄木憲和氏には、グローバル企業での豊富な経験や幅広い見識を活かし、健全かつ効率的な経営の推進について、専門的な立場から監督・助言をすることにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待しており、社外取締役として取締役会において、適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献しております。また、監査等委員会では、2024年6月25日に監査等委員を辞任するまで、当社の経営全般について、適宜必要な発言を行いました。さらに、指名・報酬委員会では、委員として当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・大石歌織氏には、弁護士としての豊富な経験と専門的な知識を活かし、企業経営の健全性の確保とコンプライアンス経営の推進について、専門的な立場から監督・助言をすることにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待しており、社外取締役として取締役会において、適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献しております。また、監査等委員会では、当社の法務リスクについて、適宜必要な発言を行っております。さらに、指名・報酬委員会では、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・後藤研了氏には、公認会計士としての財務・会計等の分野における専門的な知識と監査法人の経営者としての経験や見識を活かし、当社の経営全般の透明性と客観性向上についての監督・助言をすることにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待しており、社外取締役として取締役会において、適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献しております。また、監査等委員会では、当社の財務リスクについて、適宜必要な発言を行っております。さらに、指名・報酬委員会では、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
- ・安藤伸樹氏には、国内外に展開する企業での物流に関する深い知見と経営者としての

経験に加え、健康保険行政において培われた日本の医療保険制度に対する幅広い知見を活かし、健全かつ効率的な経営の推進について、専門的な立場から監督・助言をすることにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たすことを期待しており、社外取締役として取締役会において、適切な意思決定及び経営全般の監督に貢献しております。また、監査等委員会では、当社の経営全般について、適宜必要な発言を行っております。

ハ、責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	74百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	91百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社並びに当社の在外子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するErnst&Youngのメンバーファームに対して、監査証明業務並びに非監査業務（企業買収後の統合等に関するアドバイザー業務等）に基づく報酬を支払っております。

③ 会計監査人の非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行がある等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときは、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会議案の内容を決定します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、財産保全を確保するために統制環境を整え、内部統制システムの整備を行い、企業価値を継続的に高め、全てのステークホルダーの信頼を得ることを主な目的として企業経営を推進します。

① 取締役・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」といいます。）の全ての役員及び社員が遵守すべき「私達の誓い（T-SMILE）」及び「東和薬品グループ企業行動規範」を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。取締役は取締役会を組織し、原則毎月1回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス基本規程」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役員及び社員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修等による正しい知識の修得に努めます。

さらに、当社グループ役員及び社員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度の適正な運用を図ります。

一方、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、当社は情報セキュリティ管理規程、文書管理規程等に従って適切な状態で保存、管理し、取締役が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社グループの各部門と役員及び社員全員が、本基本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。当社グループを取り巻くリスクに迅速かつ的確に対応することが、当社グループの存続・発展に不可欠であり、リスクの未然防止、又はリスク発生時の利害関係者の利益喪失及び企業経営への影響度の最小化を図ることを基本としております。当社グループのリスクマネジメント体制は、最高責任者の社長の下、リスクマネジメント委員会を設置する体制としております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、「経営戦略会議」や「経営モニタリング会議」を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、経営方針に沿って中期経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社グループの業務の適正を確保するための体制を整えます。グループ企業については経営企画部が経営管理を担当し、グループ企業から経営状況の報告を受けるとともに、十分な情報交換、意見調整を行い、各企業の経営意思を尊重しつつ、当社グループの経営効率の向上を図ります。また、当社グループの全ての役員及び社員が利用できる内部通報制度をコンプライアンス委員会が整備し、コンプライアンスに関する基本ルールを当社グループ共通のものとするとともに、必要な施策、研修等を当社グループで横断的に実施・運用することにより、コンプライアンス経営の徹底を図ります。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するために、監査等委員会を補助する組織又は人員を配置します。当該補助スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の

補助業務を優先するものとし、また、当該スタッフの人事異動及び評価に関して、監査等委員会の事前の同意を必要とする等、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性、及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に留意するものとします。

役員及び社員は、監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、速やかに報告することとします。常勤監査等委員は、監査等委員会による監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「経営戦略会議」「経営モニタリング会議」「リスクマネジメント委員会」「コンプライアンス委員会」、その他重要な会議又は委員会に出席することができます。

当社グループの役員及び社員は、業務又は財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、重大なコンプライアンス違反発生の懸念があるときは、速やかに監査等委員会に報告するものとします。また、監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。内部通報を主管するコンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び社員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査等委員会に対して報告するものとします。

当社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行った当社グループの役員及び社員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び社員に周知徹底します。

監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行い、また、内部監査室は、定期的に内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。

当社は、監査等委員がその職務の執行について生じる費用を請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担処理するものとします。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会の主導の下、役員及び社員向けに日常的な啓発活動を行うとともに、コンプライアンス推進期間を中心として国内グループ全体で次のような諸施策を実施しました。

- ・ 経営トップのメッセージの発信・周知
- ・ 部門コンプライアンス推進統括者から自組織に向けたメッセージの発信・周知
- ・ コンプライアンス意識調査アンケート実施結果に基づいて各本部・国内子会社にて改善計画を策定して実施
- ・ 各職場でコンプライアンスに関する意見交換会を実施
- ・ 外部専門家による役員研修（前向き企業の役員・幹部職が知っておくべきコンプライアンス経営の知恵）
- ・ 全社員向け教育研修（内部通報制度、行動規範、個人情報保護、贈収賄、ハラスメント防止、メンタルヘルス、労働災害防止教育、販売情報提供活動ガイドライン、物流問題に関するeラーニング）及び対象部門向けの教育研修（独占禁止法研修、MR倫理研修、下請法研修）

その他、行動規範の改訂及びイントラネット上でのコンプライアンス関連情報の発信や啓発を行いました。

また、海外子会社においては、独占禁止法、インサイダー取引及び利益相反等のコンプライアンスに関する研修等の施策を実施しました。

内部通報制度は国内グループ内で共通して利用可能なヘルプラインとして運用されております。通報制度の理解と信頼を高めるために、定期的な窓口情報・窓口利用実績の周知、通報者の保護を含む通報制度の研修等、通報制度の理解と信頼を高めるための施策を実施しました。国内

グループ各社においては通報制度の利用者は増加しつつあり、コンプライアンス委員会及び監査等委員会が通報者の保護を図りつつ適切に対処し、問題の早期発見と是正に寄与しました。また、更なる信頼性向上につなげるため、取引先企業やステークホルダー等からの通報・相談を受け付ける窓口を当社ホームページ内に設置しました。海外子会社については、Towa Pharma International Holdings, S.L. が欧米地域の全ての子会社に適用される内部通報窓口を設置しており、その運用状況について当社は定期的に報告を受けております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報セキュリティ管理規程」及び「文書管理規程」に基づき、適切に情報の保存及び管理を行うとともに、必要に応じて、取締役が当該情報を閲覧できるようにしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

危機管理に関する基本的事項を定めた「リスクマネジメント基本規程」に基づき、リスクマネジメント委員会を開催し、経営に重大な影響を及ぼす危機の未然防止及び万一発生した場合の被害の極小化について対応策を検討しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度における主な会議の開催状況は以下のとおりです。

取締役会は13回開催され、「取締役会規程」に則って、十分な検討の上、経営上の重要事項に関する適正かつ迅速な意思決定を行っています。また、「経営戦略会議」、「経営モニタリング会議」を開催し、経営課題に関する重要案件を審議しました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」において、協議承認事項及び報告事項を定め、綿密な連携のもとにグループ全体としての業務の適正を図っております。また、関係会社に対する監査を当社の内部監査室が行っております。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の監査が実効的に行われるため、社外取締役を含む監査等委員は、毎月1回、監査等委員会を開催し、監査方針に則って、監査に関する重要事項の報告、協議、決議を行うとともに、会計監査人及び内部監査室から定期的に報告を受け、意見交換を実施しました。

また、常勤監査等委員は「取締役会」のほか、「経営戦略会議」「経営モニタリング会議」「コンプライアンス委員会」「リスクマネジメント委員会」等への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日期首残高	4,717	7,838	134,452	△5,606	141,401
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,953		△2,953
親会社株主に帰属する当期純利益			18,986		18,986
連結範囲の変動			16		16
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		3		20	23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	3	16,049	19	16,072
2025年3月31日期末残高	4,717	7,841	150,502	△5,586	157,474

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2024年4月1日期首残高	191	14,300	14,491	155,893
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,953
親会社株主に帰属する当期純利益				18,986
連結範囲の変動				16
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	37	△378	△341	△341
連結会計年度中の変動額合計	37	△378	△341	15,731
2025年3月31日期末残高	228	13,921	14,150	171,625

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称 Towa Pharma International Holdings, S.L.
三生医薬株式会社
ジェイドルフ製薬株式会社
大地化成株式会社
グリーンカプス製薬株式会社

②非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社プロトセラ
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用した非連結子会社数 該当ありません。
- ②持分法を適用した関連会社数 該当ありません。
- ③持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社の名称等
 - ・主要な非連結子会社の名称 株式会社プロトセラ持分法非適用会社はそれぞれ、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。

- ・ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械及び装置 2～17年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

- ・ のれん
- ・ 製造販売権
- ・ 技術関連資産
- ・ 顧客関連資産
- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ その他の無形固定資産

定額法(10年)

定額法(5～10年)

定額法(10年)

定額法(10年)

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

定額法

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額は、リース契約上の残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は「収益認識に関する会計基準」を適用しており、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。

・ 履行義務の内容

当社グループの主な事業内容は医薬品事業であり、主な履行義務の内容は医薬品販売であります。

・ 収益を認識する通常の時点

原則として、製品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。出荷と引き渡し時点に重要な相違がない場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る負債は、子会社における従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込み額を計上しております。
退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内で費用処理しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

(i) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

(iii) ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(iv) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

ハ. 消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「リース資産」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「リース資産」は848百万円であります。

前連結会計年度において、流動負債及び固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、負債及び純資産の合計額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の流動負債の「リース債務」は238百万円、固定負債の「リース債務」は714百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「減損損失」は19百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 海外子会社における販売チャージバックの見積り

当社の連結子会社であるBreckenridge Pharmaceutical Inc. は、薬局・病院など卸売業者の顧客との間で、顧客が卸売業者から割引価格で製品を購入可能とする取り決めを結んでおり、卸売業者に対する販売価格と卸売業者の顧客に対する割引価格との差額を、チャージバックとして事後的に精算しております。

チャージバックは関連する売上高及び売上債権から控除されますが、一部が見積り計上されており、金額的重要性から翌期の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末において売上高及び売上債権から控除した金額は、3,696百万円であります。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

過去の実績及び卸売業者の顧客との契約価格等に基づく予想チャージバック率並びに各卸売業者の在庫残高を基に算出しております。

② 主要な仮定

チャージバックの見積りに用いた主要な仮定は、予想チャージバック率であります。予想チャージバック率は、各製品ごとに過去のチャージバックデータに基づき、予測される卸売業者の顧客の各々について計算しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

予想チャージバック率の計算は過去の実績や卸売業者の顧客との契約価格の情報に基づきシステムにより自動で計算しております。また、前月の見積りと当月の実績を比較することによって見積り額の正確性を確認しております。これらの手続によってこれまでの実際の結果と見積り額に重要な乖離が生じたことはありませんが、主要な仮定である予想チャージバック率の実績と異なった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

2. 三生医薬株式会社に係るのれんの評価

当社が2022年3月期に買収した三生医薬株式会社においてのれんが計上されております。なお、当連結会計年度においては、のれんの減損の兆候は識別されなかったことから、減損損失は認識しておりません。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

三生医薬株式会社	22,019百万円
----------	-----------

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

のれんは、その効果が発現する期間で定額法により規則的に償却しておりますが、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行う必要があります。減損の兆候の有無の判定は、事業計画に対して当連結会計年度までの実績数値による達成状況や今後の達成可能性、経営環境の変化の見込み等を踏まえて行っております。その結果、減損の兆候はないと判断しております。

事業計画は、将来の売上予測、粗利率並びに販売費及び一般管理費の発生見込額を主要な仮定として用いております。当該仮定は経営者による最善の見積りによって決定しておりますが、将来の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

3. Towa Pharma International Holdings, S.L.に係るのれんの評価

当社が2020年3月期に買収したTowa Pharma International Holdings, S.L.においてのれんが計上されております。なお、当連結会計年度においては、のれんの減損の兆候は識別されなかったことから、減損損失は認識しておりません。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

Towa Pharma International Holdings, S.L. 4,750百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

のれんは、その効果が発現する期間で定額法により規則的に償却しておりますが、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行う必要があります。減損の兆候の有無の判定は、事業計画に対して当連結会計年度までの実績数値による達成状況や今後の達成可能性、経営環境の変化の見込み等を踏まえて行っております。その結果、減損の兆候はないと判断しております。

事業計画は、将来の売上予測、粗利率並びに販売費及び一般管理費の発生見込額並びに設備投資見込額を主要な仮定として用いております。当該仮定は経営者による最善の見積りによって決定しておりますが、将来の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 財務制限条項

当社の当連結会計年度の末日における借入金残高のうち、一部の金融機関からの借入金について、以下の財務制限条項が付されております。

- ①各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。
- ②各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	960百万円
土地	331百万円
計	1,291百万円

② 担保に係る債務

その他（流動負債）	66百万円
計	66百万円

上記資産に設定した担保は根抵当権であり、その極度額は600百万円であります。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 128,168百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(4) 偶発債務

当社の連結子会社であるBreckenridge Pharmaceutical Inc.では、ジェネリック医薬品に関連して反トラスト法違反を理由に米国にて訴訟を提起されております。なお、現時点で、本件訴訟が当社グループの今後の業績に与える影響を見込むことが困難なため、当社グループ業績への影響は見込んでおりません。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	51,516,000株	一株	一株	51,516,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普 通 株 式	2,295,857株	1,296株	8,250株	2,288,903株

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,296株は、単元未満株式の取得69株、譲渡制限付株式報酬の無償取得1,227株によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の減少8,250株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年6月25日開催の第68期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,476百万円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月26日

ロ. 2024年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 1,476百万円
- ・1株当たり配当金額 30円
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催予定の第69期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 1,969百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 40円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月26日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に医療用医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行借入等により調達しております。一時的な余資は、短期的な銀行預金ないし安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、海外からの原材料購入などのために利用しており、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	506百万円
非上場株式等	302百万円

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時 価 (*1)	差 額
(1) 投資有価証券	568百万円	568百万円	－百万円
(2) 長期借入金(*2)	(213, 101)	(205, 294)	7, 806
(3) リース債務(*2)	(13, 185)	(12, 945)	240
(4) デリバティブ債権	10, 791	10, 791	－

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 長期借入金及びリース債務には、1年以内の期限到来部分を含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	568百万円	－百万円	－百万円	568百万円
デリバティブ債権	－	10,791	－	10,791
資産計	568	10,791	－	11,360

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－百万円	205,294百万円	－百万円	205,294百万円
リース債務	－	12,945	－	12,945
負債計	－	218,240	－	218,240

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ債権

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金及びリース債務

元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率に基づき、割引計算により現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から認識した収益は、次のとおりであります。

薬効	金額（百万円）		
	国内	海外	合計
循環器官用薬	48,248	6,336	54,584
中枢神経系用薬	29,028	21,215	50,244
消化器官用薬	21,034	14,399	35,434
アレルギー用薬	22,689	773	23,462
血液・体液用薬	17,476	2,236	19,713
その他の代謝性医薬品	15,706	302	16,008
腫瘍用薬	4,078	3,535	7,614
抗生物質製剤	4,709	1,355	6,064
化学療法剤	2,457	317	2,774
その他	40,674	3,019	43,694
合計	206,103	53,490	259,594

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、主に完成した医薬品を顧客に提供することを履行義務としております。原則として、製品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。

出荷と引き渡し時点で重要な相違がない場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベートを控除した金額で測定しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,486円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 385円71銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	188,353	流 動 負 債	62,033
現 金 及 び 預 金	32,832	支 払 手 形	427
受 取 手 形	939	電 子 記 録 債 務	10,635
電 子 記 録 債 権	9,596	買 掛 金	13,235
売 掛 金	38,897	1年内返済予定の長期借入金	16,579
商 品 及 び 製 品	33,362	リ ー ス 債 務	1,106
仕 掛 品	16,635	未 払 金	8,162
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	36,995	未 払 法 人 税 等	4,307
前 払 費 用	1,804	役 員 賞 与 引 当 金	66
そ の 他	17,601	そ の 他	7,512
貸 倒 引 当 金	△312	固 定 負 債	196,243
固 定 資 産	238,662	長 期 借 入 金	183,901
有 形 固 定 資 産	117,715	リ ー ス 債 務	11,019
建 物	53,005	資 産 除 去 債 務	194
構 築 物	1,027	そ の 他	1,127
機 械 及 び 装 置	11,565	負 債 合 計	258,277
車 両 運 搬 具	12	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	1,940	株 主 資 本	168,511
土 地	12,510	資 本 金	4,717
リ ー ス 資 産	10,840	資 本 剰 余 金	7,877
建 設 仮 勘 定	26,812	資 本 準 備 金	7,870
無 形 固 定 資 産	3,619	そ の 他 資 本 剰 余 金	7
ソ フ ト ウ ェ ア	824	利 益 剰 余 金	161,502
そ の 他	2,794	利 益 準 備 金	399
投 資 そ の 他 の 資 産	117,327	そ の 他 利 益 剰 余 金	161,103
投 資 有 価 証 券	661	特 別 償 却 準 備 金	0
関 係 会 社 株 式	89,248	圧 縮 積 立 金	514
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	26,379	別 途 積 立 金	64,985
繰 延 税 金 資 産	2,329	繰 越 利 益 剰 余 金	95,602
そ の 他	1,587	自 己 株 式	△5,586
貸 倒 引 当 金	△2,877	評 価 ・ 換 算 差 額 等	227
資 産 合 計	427,016	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	227
		純 資 産 合 計	168,739
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	427,016

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上		172,269
売	上		104,262
売	上		68,007
販	費 及 び 一 般 管 理 費		44,319
営	業 利 益		23,688
営	業 外 収 益		
受	取 利 息 及 び 配 当 金	786	
為	替 差 益	1,994	
デ	リ バ テ ィ ブ 評 価 益	1,259	
補	助 金 収 入	564	
貸	倒 引 当 金 戻 入 額	287	
そ	の 他	410	5,302
営	業 外 費 用		
支	払 利 息	1,346	
そ	の 他	111	1,457
経	常 利 益		27,532
特	別 利 益		
固	定 資 産 売 却 益	0	0
特	別 損 失		
固	定 資 産 処 分 損	28	
投	資 有 価 証 券 評 価 損	27	
関	係 会 社 株 式 評 価 損	11	68
税	引 前 当 期 純 利 益		27,464
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,838	
法	人 税 等 調 整 額	△474	6,363
当	期 純 利 益		21,100

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金					
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
						特別償却 準備金	圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2024年4月1日期首残高	4,717	7,870	3	7,874	399	1	264	64,985	77,704	143,355
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩						△0			0	—
圧縮積立金の積立							270		△270	—
圧縮積立金の取崩							△20		20	—
剰余金の配当									△2,953	△2,953
当期純利益									21,100	21,100
自己株式の取得										
自己株式の処分			3	3						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	3	3	—	△0	249	—	17,898	18,147
2025年3月31日期末残高	4,717	7,870	7	7,877	399	0	514	64,985	95,602	161,502

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日期首残高	△5,606	150,340	190	190	150,530
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩		—			—
圧縮積立金の積立		—			—
圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△2,953			△2,953
当期純利益		21,100			21,100
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	20	23			23
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			37	37	37
事業年度中の変動額合計	19	18,171	37	37	18,208
2025年3月31日期末残高	△5,586	168,511	227	227	168,739

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
なお、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性がある複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を営業外損益に計上しております。 |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ 棚卸資産 | 主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--|---|
| ① 有形固定資産 (リース資産を除く) | 定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～60年
機械及び装置 2～17年 |
| ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
・ 自社利用のソフトウェア
・ その他の無形固定資産 | 社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法
定額法 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額は、リース契約上の残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を考慮した回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 役員賞与引当金 | 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

- 当社は「収益認識に関する会計基準」を適用しており、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点 (収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。
- | | |
|----------------|--|
| ・ 履行義務の内容 | 当社の主な事業内容は医薬品事業であり、主な履行義務の内容は医薬品販売であります。 |
| ・ 収益を認識する通常の時点 | 原則として、製品の引き渡し時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。出荷と引き渡し時点に重要な相違がない場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。 |

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ取引

ヘッジ対象・・・借入金の支払金利

ハ. ヘッジ方針

内部規定で定めるリスク管理方法に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式89,248百万円には、三生医薬株式会社の株式48,259百万円が含まれております。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価損を計上する方針としております。

超過収益力を反映した価額で取得した株式の評価に当たっては、事業計画に対して当事業年度までの実績数値による達成状況や今後の達成可能性、経営環境の変化の見込み等を踏まえて超過収益力の減少の有無を検討しております。その結果、超過収益力は維持されており、実質価額は著しく低下していないと判断しております。

事業計画は、将来の売上予測、粗利率並びに販売費及び一般管理費の発生見込額を主要な仮定として用いております。当該仮定は経営者による最善の見積りによって決定しておりますが、将来の経営環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 保証債務

以下の関係会社の金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

ジェイドルフ製薬株式会社 214百万円

(2) 財務制限条項

当社の当事業年度の末日における借入金残高のうち、一部の金融機関からの借入金について、以下の財務制限条項が付されております。

①各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2022年3月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。

②各年度の決算期に係る借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 95,949百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 関係会社に対する短期金銭債権 654百万円

② 関係会社に対する長期金銭債権 26,379百万円

③ 関係会社に対する短期金銭債務 1,781百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 1,114百万円

② 仕入高 6,501百万円

③ その他の営業取引高 2,295百万円

④ 営業取引以外の取引高 1,060百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	2,295,857株	1,296株	8,250株	2,288,903株

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加1,296株は、単元未満株式の取得69株、譲渡制限付株式報酬の無償取得1,227株によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の減少8,250株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

(繰延税金資産)	未払賞与	1,061
	減損損失	477
	投資有価証券評価損	124
	関係会社株式評価損	326
	貸倒引当金	1,003
	未払事業税	298
	棚卸資産評価損	97
	未払役員退職慰労金	98
	繰延資産	772
	その他	262
	繰延税金資産小計	4,522
	評価性引当額	△1,816
	繰延税金資産合計	2,706
(繰延税金負債)	特別償却準備金	△0
	圧縮積立金	△236
	その他有価証券評価差額金	△104
	その他	△35
	繰延税金負債合計	△377
	繰延税金資産純額	2,329

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は 出 資 金 (百 万 円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
子会社	ジェイドルフ 製 薬 (株)	40	医療用医薬 品の製造販 売	100.0	役 員 の 兼 任	利息の受取 資金の貸付 売 上 高 仕 入 高 債 務 保 証	50 3,944 186 1,825 214	関 係 会 社 長 期 貸 付 金 売 掛 金 買 掛 金	11,755 65 198
子会社	大 地 化 成 (株)	50	医 薬 品 原 薬・中間体の 研究開発及 び製造販売	100.0	役 員 の 兼 任	利息の受取 資金の貸付 資金の回収 仕 入 高 研究開発の 委 託 貸倒引当金 戻 入	51 4,485 4,245 1,317 477 287	関 係 会 社 長 期 貸 付 金 買 掛 金 貸倒引当金	7,240 315 2,178
子会社	グリーンカプ ス 製 薬 (株)	90	医薬品ソフ トカプセル の製造販売	100.0	役 員 の 兼 任	利息の受取 資金の貸付 研究開発の 委 託 仕 入 高	23 110 30 3,123	関 係 会 社 短 期 貸 付 金 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 買 掛 金	110 6,714 673
子会社	(株)プロトセラ	50	疾病リスク の検査サー ビス事業、 診断用及び 治療用医薬 品の研究開 発 と 販 売	96.9	役 員 の 兼 任	利息の受取	2	関 係 会 社 長 期 貸 付 金 貸倒引当金	670 670

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	氏 名	資本金又は 出 資 金 (百 万 円)	住 所	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
役員及 びその 近親者	吉 田 嗣 朗	—	—	—	土地及び建物の 賃借	家賃の支払 い	12	差入保証金	10

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

取引条件につきましては、当社と関連しない他の当事者と同様の条件によっております。

7. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 5. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,427円77銭
(2) 1株当たり当期純利益	428円66銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

東 和 薬 品 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2025年5月21日

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 義 広
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 小 山 晃 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東和薬品株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東和薬品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

東 和 薬 品 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

2025年5月21日

EY新日本有限責任監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 守 谷 義 広
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 小 山 晃 平
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和薬品株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、その本社及び主要な事業所を訪問し、子会社の取締役及び監査役、部門長等と意思疎通及び情報の交換を図りました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

東和薬品株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	田中政男	㊞
監査等委員	大石歌織	㊞
監査等委員	後藤研了	㊞
監査等委員	安藤伸樹	㊞

(注) 監査等委員大石歌織、後藤研了及び安藤伸樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。